

# 地域経済再生の緊急決議

平成25年7月9日  
全 国 知 事 会

経済再生、デフレからの脱却を目指して安倍政権が発足してから半年が経過した。この間、「大胆な金融緩和」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の「3本の矢」による経済政策により、我が国経済にもやっと明るい兆しも見え始めている。

しかし、その効果も、まだまだ一部の分野、地域にとどまっており、むしろ、為替相場の急激な変動による原材料費やエネルギーコストの上昇等により、地域の中小企業や農林水産業には厳しい状況も生じている。

このため、大企業や大都市のみならず、政府の経済政策による経済波及効果を地域にも及ぼし、またその効果が行き渡るまでのタイムラグを埋め、地域経済再生への道筋を確かなものにするには、なんとしても国と地方が連携・協力して、地域における内需振興や投資、消費、雇用の拡大に向けて積極的に取り組む必要がある。

引き続き地方としても創意を生かした施策を開拓し、地域経済の活性化や雇用対策、人づくりに取り組んでいく所存であるが、地方の施策を支えるためにも、国に対し次の事項を講ずるよう求める。

## 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保について

地方が引き続き地域経済の下支えを行うことができるよう歳出特別枠を維持するとともに、地方単独事業や社会保障関係経費をはじめとする所要の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

## 2 「地域経済再生戦略会議（仮称）」の創設等について

地域経済再生のためには、地域経済を支える中小企業等の生の声を聴きながら、国と地方が一体となって効果的な施策を講じていくことが必要であり、そのための協議・調整の場として「地域経済再生戦略会議（仮称）」を設置すること。

同時に、国の経済財政諮問会議や産業競争力会議に、地方財政や地域経済に精通した地域の代表者を委員として加えるなど、地方の意見を一層反映させる仕組みを構築すること。

### 3 規制改革の推進について

地域からの提案に基づいて、日本全国からイノベーションの波を起こすなど、地域産業を振興するための「地域戦略特区（仮称）」を指定し、大胆な規制緩和、税制の優遇措置などの措置を講ずること。

また、地理的・地形的条件が不利な中山間地域において新たな産業活動を開拓することができるよう、農地法や森林法等の規制緩和を行うなど、地方が創意工夫を生かした地域経済活動を開拓するための、抜本的な規制改革等を進めること。

### 4 中小企業及び農林水産業の振興対策について

依然として厳しい状況にある中小企業の金融情勢を踏まえ、中小企業の資金繰りに支障を来さないよう対策を講じること。特に、電気料金値上げに伴い経営が悪化した企業に対する金融のセーフティネットに万全を期すこと。

また、為替相場の急激な変動による燃油価格、肥料・配合飼料価格が高騰し、農林漁業者の生産コストが増加していることから、生産資材の価格変動に左右されない安定した農業経営の確立に向けた資材の効率的な利用・低コスト化への取組への支援や、燃油価格高騰への更なる対策強化を図るとともに、農業・林業・水産業を成長産業へと飛躍させるための対策を強力に推進すること。

### 5 T P P協定交渉について

T P P協定については、地方経済・国民生活への影響や効果、交渉内容等に関する国民への十分な情報提供と明確な説明を行い、交渉に当たっては、地域の活力を決して低下させないよう、国益を守ること。

農林水産業については、経済連携の推進のあるなしに拘わらず、持続的に発展していくよう、国の責任において、具体的・体系的対策を明示し、講ずること。

協定参加の可否については、地方の意見を十分に聴き、国民合意を得た上で判断することとし、特に、東日本大震災からの復興を目指す地域の活力をいささかも損なうことのないよう、慎重に対処すること。